

習志野市農業委員会総会議事録

令和4年第1回習志野市農業委員会総会は令和4年1月6日（木曜日）に習志野市役所2階監査事務局会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後3時00分

1. 委員の出欠席 16名中 16名出席 欠席 0名

委員氏名

1番	中野 政博	2番	江口 明美	3番	江口 勝洋
4番	渡邊 喜代美	5番	櫻井 茂雄	6番	三代川 和彦
7番	飯生 正己	8番	廣瀬 克久	9番	村山 源司
10番	中基 明	11番	矢野 泰宏	12番	都築 博文
13番	織戸 淳也	14番	渡邊 幸枝		

会 長 三代川 彦博

会長職務代理者 村山 茂男

1. 議事録署名人 5番 櫻井 茂雄 6番 三代川 和彦

1. 総会に付した議件

議案第1号 農地の賃借料情報の提供について

議案第2号 生産緑地のあっせん結果について

議案第3号 令和3年度習志野市農用地利用集積計画第5号(案)について

1. 議案審議結果

上 程 3件 承認 3件

1. 閉会時間 午後3時15分

1. 職員 事務局 事務局長 吉田 昌弘

主任主事 渡辺 祐紀

職 員 常田 幸雄

<p>議 長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、令和4年第1回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は、欠席の報告を受けておりません。</p> <p>よって、16名全員の出席となりますので、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、習志野市農業委員会会議規則第26条の規定により議長より指名させていただきます。</p> <p>5番、櫻井 茂雄委員、6番、三代川 和彦委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、付議する議案は3件、報告事項が3件であります。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。</p> <p>議案第1号、農地の賃借料情報の提供について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは総会資料をお開きください。</p> <p>議案第1号、農地の賃借料情報の提供について。</p> <p>令和4年賃貸借標準金額を農業委員会で定め、情報提供を行うものです。</p> <p>平成21年12月15日施行の改正農地法により、標準小作料制度が廃止され、農地法第52条の規定により、農業委員会が地域における賃借料の目安となるよう、賃借料情報を提供することとなっております。</p> <p>事務局といたしましては、10アール当たり賃貸借標準金額について、畑にあっては15,000円を提案させていただきます。</p> <p>なお、田につきましては、面積過小につき算出しておりませんので、令和4年につきましても標準金額を定めないとさせていただきます。</p> <p>設定理由でございますが、毎年1月1日から12月31日までの事例等を考慮し、賃借料の見直しを行うべきですが、令和3年中も締結された賃貸借の事例がないため、平成21年以降の賃貸借標準金額と同額とし、情報の提供を行うものであります。</p> <p>賃貸借標準金額はあくまでも参考であり、賃借料は貸し手と借り手の合意により決定することとなります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただ今の説明に対しまして、質問等ある方は、よろしくお願いいたします。</p>

議 長	<p>よろしいですか。 質問等が無いようですので、採決に移ります。 議案第 1 号、農地の賃借料情報の提供について採決いたします。 議案第 1 号は原案の通り、賛成する方の挙手を求めます。 はい、ありがとうございます。 全員賛成により、賃貸借標準金額については原案の通り決しました。</p> <p>続いて、議案第2号、生産緑地のあっせん結果を議題といたします。 事務局は議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、総会資料をお開きください。 議案第 2 号は、生産緑地のあっせん結果についてであります。 令和 3 年 12 月 7 日開催の令和 3 年第 12 回総会におきまして、市長より、あっせんの依頼があった生産緑地を農業従事者が購入される意向があったのか、皆様方より報告を頂戴するものであります。 対象となる生産緑地は、習志野市奏の杜二丁目にあります 2,870 平方メートルの生産緑地でございます。 2 番、申請者は記載の通りでございます。 本日皆様方から、あっせん結果をご報告いただき、その内容を 1 月 13 日までに市長へ回答するものです。 私からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局ありがとうございました。 本件は、先月12月の総会におきまして、市長より生産緑地の買い取り希望について、あっせんの依頼があったことから、皆様におかれましては、地域に戻り、生産緑地の位置、面積、希望額等をお伝えいただく中で、地元農業従事者が購入するのか聞いていただいたことと思います。 生産緑地を購入しようとお考えになった方はおられましたか。</p> <p>……希望者なしとの声あり……</p>
議 長	<p>特段、購入の意向を示された方はいなかったということで良いでしょうか。 それでは、議案第2号、生産緑地のあっせん結果について採決に入ります。 議案第2号について、あっせんの結果、購入希望者がいなかったことを市長に対し回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>

議 長	<p>ありがとうございます。 全員賛成により、そのように回答することと決しました。 事務局は、速やかに市長に回答をお願いします。</p> <p>次に、移ります。 議案第3号、令和3年度習志野市農用地利用集積計画第5号案を議題といたします。 事務局は議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、総会資料をお開きください。 議案第3号、令和3年度習志野市農用地利用集積計画第5号案について。 下記の通り、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第5号案に対する審議の依頼があったので、計画案の通り、決定することについて審議を求め。令和4年1月6日提出。 1番、申請地は、習志野市実籾三丁目の農地一筆であり、面積は1,804平方メートルであります。 2番、権利の内容は、使用貸借権の設定であり、期間は令和4年1月14日から令和10年1月13日までの6年間であります。なお、今回の申請地における利用権の設定は新規となります。 3番、申請者は、資料記載の通りです。 議案の説明は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続けて、議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、続けて詳細説明をさせていただきます。 まず、申請者として、譲受人は認定農業者でございます。 認定農業者が新規に農地を借りるため、利用集積計画として農業経営基盤強化促進法の制度を活用するものでございます。 今回の利用権の設定は新規となり、期間は6年間、貸付期間は令和4年1月14日から令和10年の1月13日までとなります。 事務局による予めの審査では、借り入れるための全ての要件を満たしているものと判断しております。 したがって、経営規模拡大としての承認ができるものか、ご審議賜ればと思います。 詳細説明としては以上でございます。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、借受人と同じ生産支部の谷津浜宿として、三代川 和彦委員、借受人の耕作状況や活動状況はいかがですか。</p> <p>また、農地をお貸しになる方のご事情など、知っていることがあれば、併せて報告してください。</p>
三代川委員	<p>既に借り入れている鷺沼地区の農地は、区画整理事業が予定されていますので、使用収益停止を見越して、今回、対象地を新規に借り入れるものと考えます。</p> <p>一方、譲渡人は、父親が亡くなって、倅さんが相続しましたが、定年前の会社勤めですので、利用権の設定を6年間という期間は、ちょうど定年までの期間であるのかなと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続けて、同じ谷津浜宿であり、青壮年部として一緒に活動している織戸 淳也委員、いかがですか。</p>
織戸委員	<p>今ほど、三代川委員からもあった通り、これからの鷺沼地区の区画整理を考えると、他の地区で畑を探すのは、仕方ないとも思います。</p> <p>譲受人は、今年度のにんじんも、作付けしておりますので、農業を一生懸命やられており、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>最後に、申請地の肥培管理状況を確認しますが、申請地に近くである渡邊 幸枝委員、いかがですか。</p>
渡邊(幸)委員	<p>譲渡人の世帯としては、去年にお父さんが亡くなりましたが、綺麗に耕運されています。</p> <p>すぐに作付けなど耕作できる状況です。</p>
議 長	<p>お三方、ありがとうございました。</p> <p>それでは、審議に入りますが、質問等のある方は挙手願います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>申請者それぞれの状況を把握されているお三方からも、問題ないというご意見をいただきました。</p> <p>それでは、採決に移ります。</p>

議 長	<p>議案第3号、令和3年度習志野市農用地利用集積計画第5号案について、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号を、計画案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成により、議案第3号は、計画案のとおり決定することと決しました。</p>
議 長	<p>本日、付議されました議案の審議は以上となります。</p> <p>次に、報告事項に移ります。</p> <p>報告第1号の農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知について、報告第2号の農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理通知について、事前に確認していただいておりますが、質問等の有る方は、挙手願います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>事務局は、補足説明ありますか。</p>
事務局	<p>特段ございません。</p>
議 長	<p>質問等が無ければ、報告第3号の農地転用事実に関する照会書について、質問等のある方は、挙手願います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>事務局は、補足説明ありますか。</p>
事務局	<p>こちらも特にありません。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>質問が無いようですので、本日の総会はこれにて閉会といたします。</p> <p>この後は、その他事項となりますので、進行の方、事務局にお願いいたします。</p>